

平成16年 第4回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成17年2月24日（木） 午後7時00分

場 所 市役所3階 庁議室

出席者

【委員】 向田会長、矢吹副会長、三塚委員

なお、酒井委員、植松委員は、所用のため欠席。

【事務局】 総務部長、情報管理課長、情報公開担当主査、情報管理課担当員（1名）、
傍聴者 なし

議 題 【諮問】 合併に伴う個人情報の収集及び提供について

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 平成17年度第4回石狩市情報公開・個人情報保護審査会資料

議事内容

開会

【向田会長】 みなさま、一日のお仕事でお疲れのところご苦労様です。

本日は、平成17年度第4回目の審査会となります。

それでは、事務局から本日の予定について説明願います。

【事務局】 本日は、合併に伴う個人情報の収集及び提供についての諮問案件1件について、ご審議をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

【向田会長】 では、市長から諮問を受けたいと思ひます。宜しくお願ひします。

【総務部長】 市長、助役が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。

石 情 報 第 3 3 6 号

平成17年2月24日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

合併に伴う個人情報の収集及び提供について（諮問）

平成17年2月8日、平成17年第1回石狩市議会臨時会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から厚田郡厚田村及び浜益郡浜益村を廃し、その区域を石狩市に編入することを北海道知事に申請

することが可決されました。また、厚田村及び浜益村においても、同日、臨時議会において同様の議案が可決されました。

このことにより、平成17年10月1日から合併後の石狩市として、各種事務事業が開始されることとなりますが、住民サービス等に支障を来さないためには、合併期日の前日である平成17年9月30日までの間に電算システムや各種事務の統合作業を行う必要があります。

電算システムや各種事務の統合においては、データ整備や台帳整備等を行う上で、石狩市、厚田村及び浜益村が保有する個人情報等を互いに収集・提供することが必要となるため、石狩市個人情報保護条例第8条第3項第7号及び第11条第2項の規定に基づき諮問します。

【向田会長】 それでは、事務局から本日の諮問内容と資料について説明願います。

【事務局】 事前に送付している書類の確認をさせていただきます。

まず、お手元の資料の2ページ目は本日の諮問案となっております。3ページから5ページ目までは、個人情報等の保護に関する契約書案となっております。6ページ目から10ページ目までは秘密保持契約書の案となっております。11ページから13ページは3市村の電算システム稼動状況です。最後のページは、合併に伴う電算統合スケジュール表となっております。私からは以上でございます。

【向田会長】 それでは、事務局から説明をお願い致します。

【情報管理課長】 それでは、私の方から資料に沿いまして説明させていただきます。

まず、資料の説明に入る前にこの度の諮問につきまして概要をご説明させていただきます。

この度の諮問内容につきましては、平成17年2月8日開会の平成17年第1回石狩市議会臨時会において、石狩市、厚田村及び浜益村の合併についての議案が可決されたことに伴いまして、合併期日である平成17年10月1日までに行わなければならない準備作業の中で、3市村が保有する個人情報を互いに提供する必要がでてくることによるものです。

具体的には、各種事務事業における台帳等の整備や、現在、3市村それぞれで運用されている「住民基本台帳システムを始めとする各種電算システム」をそれぞれ一本化するための作業を行うこととなります。電算システムにつきましては、原則として、石狩市のシステムに一本化するという事となっておりますが、そのためには、合併前に厚田村及び浜益村の保有するデータの提供を受けまして、電算システムへのセットアップ作業を行うということになります。

また、その電算システムを一本化するという電算統合作業のなかでは、データが正しくセットアップされているかなどの確認作業が随時行われることになるほか、最終的には、石狩市、厚田村、浜益村にそれぞれ設置された端末から、3市村の住民票等が間違いなく出力できるかなどの最終テストも行う必要があります。

これらのことから、合併準備のために厚田村及び浜益村から個人情報を収集することと、オンラインによりまして実施機関ではない厚田村及び浜益村へ個人情報を提供することについての審議をお願いするものであります。

それでは、この合併準備作業においてどのように個人情報の保護を図るかということについてですが、資料の3枚目に個人情報等の保護に関する契約書(案)を付けておりますが、これは、石狩市、厚田村、浜益村の三者で互いに個人情報の保護を目的として締結しようとするものです。この契約によりまして、3市村間における「秘密の保持」「個人情報等の適正な管理」「第三者への提供」「端末機の利用」等についての適正な取扱いを定めるものです。

また、その次に「秘密保持契約書」と書かれた契約書のひな形を付けておりますが、これは、石狩市が厚田・浜益村からデータの提供を受けて、そのデータのセットアップ作業を委託するときに、石狩市と受注者との間で締結するものです。受注者については、委託契約とこの秘密保持契約で個人情報の保護についての義務が発生するほか、不正などがあった場合は、本年4月1日からは、石狩市個人情報保護条例の罰則規定の適用となります。

次に、秘密保持契約書の次に「(参考資料) 三市村の電算システム稼働状況」と書かれた表形式の資料を添付しております。この資料は、合併協議会に提出した3市村における電算システムの一覧表であります。この表の、一番右の欄に「統合時期」と書かれて「合併時」「合併後」という欄をそれぞれ設けておりますが、合併時の方に○印が付けられたシステムが、住民サービスに支障をきたさないために10月1日以前に統合作業が必要となるシステムということになります。

また、資料の最後に「合併に伴う電算システム統合スケジュール」という表を添付しております。

これは、合併までに電算システムを統合するための概略スケジュールとなります。全てのシステムがこのとおりにできるというものではありませんが、これは、住民記録等の代表的なシステムについての概略のスケジュールということになります。表の一番左端になりますが、「電算統合に関する主なイベント」につきましても、電算統合に関する作業の節目となる出来事を記載しております。

次の「データ移行」については、厚田村及び浜益村において既に電算化されているデータを石狩市のシステムに取り込むための作業予定となります。

次の「未電算化データ移行」というのは、厚田村及び浜益村において電算化されていない情報、例えば紙ベースのデータを石狩市のシステムに取り込むときの作業予定となります。

一番下の「オンライン端末機設置」については、石狩市のシステムの端末機を厚田村及び浜益村に設置する時期を示したものです。

まず、電算統合に関する主なイベントからご覧いただきたいと思いますが、2月8日合併議決とありまして、これが先ほど申しました平成17年第1回石狩市議会臨時会の

ことであります。そして、2月24日の審査会については、本日の石狩市情報公開・個人情報保護審査会であります。予定としましては、このあと、先ほどの個人情報の保護に関する契約を3市村で締結し、まず第1回目、4月中旬に3月末時点のデータの提供を厚田村及び浜益村から受けることとなります、そのデータ提供を受け、すぐ下に移行データ検証とありますが、石狩市の電算システムに対して、どのようにデータを取り込むか、正しくデータが取り込めるかという検証を行います。

また、5月には、石狩市と厚田村及び浜益村を結ぶ専用線によるネットワークを設置します。同時に、厚田村及び浜益村に端末機を設置し、厚田村及び浜益村の未電算化データの入力を開始します。この場合、入力期間中に発生した異動データは、別に分かるようにストックしておき、9月にその分を再度入力する予定です。

7月中旬に平成17年賦課後データ受領としているのは、この頃になれば、国民健康保険税を含む各種税の賦課が完了していますので、そのデータの提供を受けて、再度、移行テストを行うものであります。

また、9月には最終移行データの提供を受け、本番環境を作り上げ最終テストを行う予定です。

このような、合併に伴う準備作業については、事前のデータ収集及びオンラインによるデータ提供が、どうしても必要となるため、ご審議をお願いするものであります。

資料説明については、以上であります。よろしくお願ひいたします。

【向田会長】ありがとうございました。今、ご説明ありましたように合併に伴って個人情報を収集及び提供するということですが、この個人情報の収集に当たっては、石狩市と厚田村及び浜益村との間で個人情報等の保護に関する契約を締結し、さらに委託業者との間においても秘密保持契約を締結して、個人情報の保護に万全を期すということであります。今の説明について何か分からないことがありましたらお願ひいたします。

【向田会長】この秘密保持契約書は何かひな型などがあったのでしょうか？

【情報管理課長】受託者と結ぶ契約につきましては、通常結ぶ契約の中におきましても個人情報の保護という部分についてはかなり気を使っている部分ですが、平成16年からセキュリティポリシーを適用いたしまして、このポリシーの中でこのような個人情報を扱う受託者とは秘密保持契約を締結すべきであるということをコンサルティング会社の方から提言を受けて、ひな型も同社から提供を受けております。

【向田会長】この契約書の書式を使用して手続きが進んでいるのですか？

【情報管理課長】いいえ、まだこの書式を使った手続きはされておられません。

【向田会長】この契約書の体裁では、第2条の見出しは「秘密情報の定義」となっていますが、第3項には秘密情報の不正利用について規定されています。この体裁がちょっと気になるのですが、今日の議題ではありませんが、今後のこともありますので、気にとめておいて下さい。

【向田会長】個人情報等の保護に関する契約書があれば個人情報を本人以外の者から収

集することに問題がないかどうかということになりますがこの点は如何ですか？特に、異議はないようですね。

【向田会長】それでは私の方から、この個人情報等の保護に関する契約書の第8条の「この契約に定めのない事項」とは具体的にどのようなことがあるのでしょうか？念のために入れてあるということでしょうか？

【情報管理課長】簿冊等でデータをやり取りする場合に、搬送に関しての注意事項なども場合によっては生じてくる可能性があると考えております。

【向田会長】特にご異議はありませんか？なければ妥当ということで答申いたします。

平成17年2月24日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向 田 直 範

平成17年2月24日付石情報第370号をもって諮問のありました下記の件について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

記

諮問 合併に伴う個人情報の収集及び提供について

【向田会長】 それでは、これで終わります。ありがとうございました。